

協働環境委員会会議録

令和6年2月22日（木）

（開 会） 13：00

（閉 会） 13：03

【 案 件 】

1. 議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書7ページをお願いいたします。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、戸籍法の一部改正により創設された市外に本籍を有する者への戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務について、その発行等に係る手数料の額を定めるため、飯塚市手数料条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては3点ございまして、1点目は、今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本等の交付が本籍地以外の市区町村の窓口においても可能となります。

2点目は、戸籍等電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、行政機関が戸籍等電子証明書を取得することが可能となるため、戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行が始まります。

最後に3点目は、届書等の書類を画像情報として作成した物の内容に係る証明書の交付請求等を可能とするものでございます。

また、資料として8ページから14ページまで新旧対照表を添付しております。今回改正します飯塚市手数料条例の別表（第2条関係）につきましては、国の「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に合わせた事務、名称、金額に改正するものでございます。別表の内容の説明は、省略させていただきます。

なお、施行日は令和6年3月1日からとなっております。

以上、簡単ではございますが、「議案第18号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。